

京都市外国籍職員の任用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本国籍を有しない職員（以下「外国籍職員」という。）の任用に関して必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

(任用の原則)

第2条 外国籍職員は、公権力の行使に該当する業務又は公の意思形成への参画に該当する職につくことはできないものとする。

(公権力の行使)

第3条 前条に掲げる公権力の行使に該当する業務とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) その他公権力の行使に該当する業務

2 前項各号に掲げる公権力の行使に該当する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例に基づく補助金の交付決定等に関すること。
- (2) 別表に掲げる事務に関すること。

(公の意思形成への参画)

第4条 第2条に掲げる公の意思形成への参画に該当する職とは、京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職をいう。

2 公の意思形成への参画に該当する職は、次に掲げる職とする。

- (1) ラインの課長級以上の職（専ら専門的、技術的な業務を担当する職及び専ら定型的な業務を管理する職を除く。）
- (2) 京都市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職

(在留資格との関係)

第5条 任命権者は、次の各号に掲げる者以外の外国籍の者を、一般事務職及び一般技術職に任用できないものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭26年政令第319号）に規定する永住者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局人事担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月10日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月14日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年10月13日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和6年10月24日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）
環境政策局

組織名	該当する事務分掌
環境保全創造課	(1) 環境影響評価制度に関すること。 (2) 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法、振動規制法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、土壤汚染対策法、京都府環境を守り育てる条例及び京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例による事務に関すること。ただし、環境共生センター及び保健福祉局の所管に属するものを除く。 (3) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による事務に関すること。ただし、廃棄物指導課の所管に属するものを除く。 (4) 浄化槽に関すること。ただし、環境共生センター及び都市計画局の所管に属するものを除く。 (5) その他環境汚染等の防止に関すること。ただし、環境共生センター及び保健福祉局の所管に属するものを除く。
環境共生センター	(1) 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法、振動規制法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び京都府環境を守り育てる条例による届出等に関すること。 (2) 地域的公害の防止及び苦情の処理並びにこれらに伴う調査及び立入検査に関すること。 (3) 浄化槽法による浄化槽の設置等及び廃止の届出、設置後等の水質検査、保守点検、清掃及び定期検査に係る措置命令その他の措置に関すること。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。 (4) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。
資源循環推進課	(1) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事務の統轄に関すること。
まち美化推進課	(1) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務の統轄に関すること。 (2) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものに限る。)の許可、指導及び監督に関すること。 (3) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による事務に関すること。ただし、まち美化事務所の所管に属するものを除く。
廃棄物指導課	(1) 廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。ただし、環境共生センター及び資源循環推進課の所管に属するものを除く。 (2) 廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものを除く。)の許可、指導及び監督に関すること。 (3) 廃棄物処理施設(浄化槽を除く。)の許可、認可、届出、指導及び監督に関すること。 (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関するものに限る。)に関すること。 (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務に関すること。 (6) 産業廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。

まち美化事務所	(1) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による自動販売機に係る届出並びに自動販売機及び回収容器に関する立入調査に関すること。 (2) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
生活環境美化センター	(1) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
施設管理課	(1) 局の事業に係る土地及び建物の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。

行財政局

組織名	該当する事務分掌
庁舎管理課	(1) 庁舎管理及び執務環境の改善に関すること。ただし、営繕工事を除く。
防災危機管理室	(1) 防災、国民保護その他危機管理に関する事務の統轄に関すること。
資産管理課	(1) 市長が指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関すること。 (2) 公共用地及び建物等の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、環境政策局、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。 (3) 都市計画法第57条及び第67条による届出に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律による事務に関すること。 (5) 国土利用計画法による事務に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。
税制課	(1) 市税制度の企画及び立案に関すること。 (2) 宿泊税に係る徴収金の賦課に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税(償却資産に係るものに限る。)及び特別土地保有税に係る徴収金の賦課に関すること。 (2) 固定資産(大規模等の家屋で市長が指定するもの及び償却資産に係るものに限る。)の調査及び評価、固定資産の価格の決定並びに固定資産(償却資産に係るものに限る。)の価格の通知に関すること。
市税事務所市民税室	(1) 市民税、入湯税及び事業所税に係る徴収金の賦課に関すること。
市税事務所固定資産税室	(1) 固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税の賦課に関すること。 (2) 固定資産(大規模等の家屋で市長が指定するもの及び償却資産を除く。)の調査及び評価並びに固定資産(償却資産を除く。)の価格の通知に関すること。
市税事務所納税室	(1) 市税に係る徴収金の滞納処分の指導及び実施に関すること。 (2) 市税に係る徴収金の納付状況の管理に関すること。 (3) 市税に係る徴収金(市税に係る過料を含む。以下この項において同じ。)の徴収に関すること。 (4) 市税に係る徴収金の滞納処分に関すること。 (5) 市税に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関すること。 (6) 市たばこ税に係る徴収金の賦課に関すること。
軽自動車税事務所	(1) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関すること。

文化市民局

組織名	該当する事務分掌
文化財保護課	(1) 文化財の保護に関すること。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
くらし安全推進課	(1) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例による事務に関すること。 (2) 京都市暴力団排除条例による事務に関すること。
消費生活総合センター	(1) 日本農林規格等に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法及び消費者安全法による報告、立入調査等に関すること。 (2) 京都市消費生活条例による事務に関すること。 (3) 消費生活に関するあっせん、調停その他の苦情の処理及び消費者訴訟の援助に関すること。 (4) 物価安定の対策に関すること。
地域自治推進室	(1) 特定非営利活動促進法による事務に関すること。 (2) 地縁による団体の認可に関すること。 (3) 自動車の臨時運行に関すること。

産業観光局

組織名	該当する事務分掌
産業企画室	(1) 計量検査に関すること。
中央卸売市場第一市場	(1) 卸売の業務、仲卸しの業務及び関連事業の許可、認可等に関する こと。 (2) せり人の登録に関すること。 (3) 売買参加者の承認に関すること。 (4) 青果及び水産物並びにこれらの加工品の売買取引等に関すること。 (5) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者に係る指導、検 査、監督等に関すること。
中央卸売市場第二市場	(1) 卸売の業務及び関連事業の許可、認可等に関すること。 (2) せり人の登録に関すること。 (3) 売買参加者の承認に関すること。 (4) とさつ解体業及び副生物の処理業の承認に関すること。 (5) 卸売業者、関連事業者、売買参加者、とさつ解体業者等に係る指 導、監督等に関すること。 (6) 食肉類の売買取引等に関すること。
地域企業イノベーション推 進室	(1) 商店街振興組合法による事務に関すること。 (2) 中小小売商業振興法による事務に関すること。
農林企画課	(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣の 捕獲等及び鳥類の卵の採取等（鳥獣による生活環境、農林水産業又は 生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採 取等に限る。）の許可、飼養の登録及び販売禁止鳥獣等の販売の許可 に関すること。ただし、農業振興センター及び京北・左京山間部農林 業振興センターの所管に属するものを除く。 (2) 京都市里道管理条例による里道（専ら農業の用に供するものに限 る。）の管理に関する事務の執行（北部農業振興センターの所轄区域に 係るものに限る。）及び統轄に関すること。 (3) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関する事務の執 行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄 に関すること。 (4) 農業用水の水源対策（山地水に関するものを除く。）に関する事務 の執行（北部農業振興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び 統轄に関すること。 (5) 農業者年金基金に係る委託業務及び徴収金の滞納処分に関すること。 (6) 工事の設計、施行、監督及び検査に関する事務の執行（北部農業振 興センターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄に関すること。 (7) 工事用材料等の現場検収に関する事務の執行（北部農業振興セン ターの所轄区域に係るものに限る。）及び統轄に関すること。

林業振興課	(1) 林産物の生産、需要の拡大及び流通に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (2) 造林及び森林保全に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (3) 森林法による事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (4) 京都市里道管理条例による里道(専ら林業の用に供するものに限る。)の管理に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (5) 前号に掲げるもののほか、林業用施設の改修及び維持管理に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (6) 林業関係団体の指導及び助成に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。 (7) 工事の設計、施行、監督及び検査に関する事務の執行（京北・左京山間部農林業振興センターの所管に属するものを除く。）及び統轄に関すること。
農業振興センター	(1) 農業振興地域の整備に係る調査及び同地域の管理に関すること。 (2) 京都市里道管理条例による里道(専ら農業の用に供するものに限る。)の管理に関すること。 (3) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関すること。
京北・左京山間部農林業振興センター	(1) 造林及び森林保全に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。 (2) 森林法による事務に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。 (3) 農業振興地域の整備に係る調査及び同地域の管理に関すること。 (4) 森林経営管理法による事務に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。 (5) 京都市里道管理条例による里道(専ら農林業の用に供するものに限る。)の管理に関すること。 (6) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関すること。 (7) 上弓削農業集落排水施設の管理に関すること。 (8) 林産物の生産、需要の拡大及び流通に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。 (9) 林業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし、京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

保健福祉局

組織名	該当する事務分掌
保健福祉総務課	(1) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに同条例に関する事務の統轄に関すること。
監査指導課	(1) 社会福祉法による社会福祉法人の認可、指導及び監督に関すること。ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。 (2) 社会福祉法による社会福祉連携推進法人の認定、認可、指導及び監督に関すること。ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。 (3) 社会福祉に係る施設等、介護サービス事業者等及び有料老人ホームの指導及び監督に関すること。ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。
障害保健福祉推進室	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、この表において「障害者総合支援法」という。）による診療報酬の審査及び決定に関すること。ただし、身体障害者に係るものに限る。 (2) 障害者支援施設に係る許可及び認可並びに整備計画に関すること。 (3) 療育手帳の交付に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の指定、指導、監督及び虐待の防止に関すること。 (5) 障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（次号において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定に関すること。 (6) 障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の要求及び立入検査等に関すること。 (7) 障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。 (8) 障害者総合支援法による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。 (9) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による事務に関すること。ただし、生活福祉部、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。 (10) 特別障害者手当及び福祉手当の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。
地域リハビリテーション推進センター企画課	(1) 使用料及び手数料の調定及び徴収に関すること。ただし、地域リハビリテーション推進センター相談課の所管に属するものを除く。
地域リハビリテーション推進センター相談課	(1) 使用料及び手数料の調定及び徴収に関すること。 (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。

こころの健康増進センター 相談援助課	(1) 使用料及び手数料の調定及び徴収に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)による措置入院に関すること。 (3) 法による医療保護入院等のための移送に関すること。 (4) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (5) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給に関すること。ただし、精神通院医療に関するものに限る。 (6) 障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、精神通院医療に関するものに限る。
生活福祉課	(1) 生活保護施設に係る許可、認可、指導及び監督に関すること。 (2) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による医療機関等の指定、指導、監督及び費用の徴収に関すること。 (3) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による診療報酬の審査及び決定に関すること。 (4) 外国人に対する教育扶助に関すること。 (5) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関すること。
保険年金課	(1) 国民健康保険法による診療報酬の審査に関すること。 (2) 国民健康保険法による保険給付に係る不正利得（保険給付及び医療の制限並びに保険医療機関等に係るものに限る。）の徴収に関すること。
保健所健康長寿企画課	(1) 栄養の改善に関する事務の統轄に関すること。
介護ケア推進課	(1) 介護保険に関する企画及び調整に関すること。 (2) 介護保険法による介護サービス事業者等の指定等に関すること。 (3) 介護保険法による介護サービス事業者等に対する報告の要求及び立入検査等に関すること。 (4) 介護保険の保険給付に関すること。 (5) 介護保険法による介護給付及び予防給付の審査及び支給決定に関すること。 (6) 老人福祉施設に係る許可、認可及び届出に関すること。 (7) 敬老乗車証に関すること。 (8) 京都市老人医療費支給条例による事務に関すること。ただし、生活福祉部、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
医療衛生企画課	(1) 感染症その他の疾病の予防に関すること。 (2) 家庭用品の衛生に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。 (3) と畜場法による事務に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。 (4) 臨床検査技師等に関する法律による事務に関すること。 (5) 市営墓地、深草墓園及び斎場に関すること。

保健所医療衛生企画課	(1) 感染症の予防に関すること。 (2) 食品の衛生に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。 (3) 医務関係法令に関する事務に関すること。 (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務に関すること。 (5) 理容師法、クリーニング業法及び美容師法による事務に関すること。ただし、医療衛生センターの所管に属するものを除く。 (6) 墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例、公衆浴場法、化製場等に関する法律、住宅宿泊事業法及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例による事務の統轄に関すること。 (7) 毒物及び劇物取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による事務に関すること。 (8) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関する事務の統轄に関すること。 (9) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都府条例第30号。以下この表において「京都府動物条例」という。)及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による事務の統轄に関すること。 (10) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。
医療衛生センター	(1) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関すること。ただし、動物愛護センターの所管に属するものを除く。
保健所医療衛生センター	(1) 食品衛生法、墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例、公衆浴場法、化製場等に関する法律、住宅宿泊事業法及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例による事務に関すること。 (2) 食品衛生監視に関すること。 (3) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例による届出その他の措置に関すること。 (4) 理容師法、クリーニング業法及び美容師法による届出、業務の停止命令その他の措置に関すること。 (5) 狂犬病予防法による登録及び予防注射並びに狂犬病発生時の措置(病性鑑定のための措置を除く。)に関すること。 (6) 動物の愛護及び管理に関する法律及び京都府動物条例による動物の適正な取扱いの指導並びに同法による犬及び猫の引取りに関すること。 (7) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関すること。 (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による届出その他の措置に関すること。 (9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥処理の事業の許可及び確認規程の認定等に関すること。

衛生環境研究所	(1) 中央卸売市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること。 (2) 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 (3) と畜場の衛生の保持に関すること。 (4) 食鳥検査の実施に関すること。
動物愛護センター	(1) 狂犬病予防法による事務に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。 (2) 動物の愛護及び管理に関する法律による動物の愛護及び適正な飼養に関する普及及び啓発、動物の適正な取扱いの指導、第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出、特定動物の飼養又は保管の許可、犬及び猫の引取り並びに疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の収容に関すること。 (3) 京都府動物条例による事務に関すること。ただし、野犬の薬物による掃討に関する事務を除く。

子ども若者はぐくみ局

組織名	該当する事務分掌
はぐくみ創造推進室	(1) 社会福祉法人（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく事業のみを目的とするものに限る。）の認可、指導及び監督に関すること。 (2) 社会福祉法による社会福祉連携推進法人の認定、認可、指導及び監督に関すること。 (3) 児童福祉施設、地域型保育事業所、認可外保育施設、障害児通所支援事業者等、放課後児童健全育成事業を行う者及び私立幼稚園の指導及び監督に関すること。
育成推進課	(1) 児童福祉施設（児童館及び児童遊園に関するものに限る。）に係る許可及び認可に関すること。
子ども家庭支援課	(1) 児童福祉法による診療報酬の審査及び決定に関すること。 (2) 児童福祉施設に係る許可及び認可に関すること。ただし、育成推進課及び幼保総合支援室の所管に属するものを除く。 (3) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。 (4) 母子保健法による養育医療の給付に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。 (5) 児童手当の支給に関すること。ただし、本市の職員に係る児童手当の受給資格及び額の認定に関するものを除く。 (6) 児童扶養手当の受給資格及び額の認定、支給並びに不正利得の徴収に関すること。 (7) 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。 (8) 障害者総合支援法による自立支援医療費（育成医療に関するものに限る。）の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。 (9) 障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。 (10) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による事務に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。 (11) 学童う歯対策事業に関すること。 (12) 奨学資金の給付に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
児童福祉センター総務課	(1) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
児童福祉センター児童相談所企画調整課	(1) 一時保護児童等（親権を行う者及び未成年後見人（以下この表において「親権者等」という。）のないものに限る。）に対する親権の行使に関すること。 (2) 児童福祉法による里親、児童福祉施設の長等に対する指示又は報告の徴収に関すること。ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。 (3) 児童（延長者を含む。）の児童福祉施設等への入所等の措置及び児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関すること。ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

児童福祉センター児童相談所相談支援第一課及び相談支援第二課	(1) 児童福祉法による保護を要する児童等への措置及び家庭裁判所への送致に関すること。ただし、発達相談課の所管に属するものを除く。 (2) 一時保護児童等(親権者等のあるものに限る。)に対する監護、教育及び懲戒に係る措置に関すること。 (3) 児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等(親権者等のないものに限る。)に対する親権の行使に関すること。
児童福祉センター発達相談所発達相談課	(1) 児童福祉法による障害児通所給付費等、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関すること。 (2) 児童福祉法による保護を要する障害児の措置に関すること。 (3) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児相談支援事業者等に対する報告の要求、立入検査等に関すること。 (4) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。ただし、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所に関するものに限る。 (5) 障害児の指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等への入所等の措置に係る費用の徴収に関すること。
第二児童福祉センター	(1) 使用料及び手数料の徴収に関すること。 (2) 児童福祉センター発達相談所発達相談課の項に掲げる事務に関すること。
第二児童福祉センター第二児童相談所相談支援課	(1) 児童福祉センター児童相談所企画調整課の項に掲げる事務に関すること。 (2) 児童福祉センター児童相談所相談支援第一課及び相談支援第二課の項に掲げる事務に関すること。
桃陽病院	(1) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
幼保総合支援室	(1) 保育所の認可に関すること。 (2) 八瀬野外保育センターに係る許可及び認可に関すること。

都市計画局

組織名	該当する事務分掌
都市計画課	(1) 区域区分の指定に関する事。 (2) 地域地区、都市施設及び市街地開発事業の指定に関する事。 (3) 都市計画決定に係る事務に関する事。 (4) 都市計画法による地区計画に関する事。 (5) 都市計画法第 4 1 条第 1 項による建築物の敷地等の制限及び同法第 5 9 条第 5 項による意見に関する事。 (6) 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の許可及び協議に関する事。 (7) 駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による駐車場に係る指導及び監督に関する事。 (8) 生産緑地法による事務に関する事。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。 (9) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区の計画書の規定による建築物の認定に関する事。ただし、景観政策課の所管に属するものを除く。 (10) 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例による事務に関する事。 (11) 京都府福祉のまちづくり条例による証票の交付、協議、特定まちづくり施設の設置者に対する報告の要求、立入調査及び特定まちづくり施設の設置の計画を通知した者に対する要請（駐車場に関するものに限る。）に関する事。
景観政策課	(1) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関する事。ただし、広告景観づくり推進課の所管に属するものを除く。 (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等に関する事。 (3) 京都市伝統的建造物群保存地区条例及び京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例による事務に関する事。 (4) 京都市眺望景観創生条例による事務に関する事。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。 (5) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限に関する事。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。 (6) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による建築物の認定及び許可に関する事。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。 (7) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区の計画書の規定による建築物の存する地域の良い景観の形成に支障がないものの認定に関する事。 (8) 開発審査会、景観審査会、美観風致審議会及び京都景観賞審査委員会（広告景観づくり推進課の所管に属するものを除く。）に関する事。

風致保全課	(1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下この表において「古都法」という。）、都市緑地法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律による事務に関すること。ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。 (2) 京都市風致地区条例及び京都市自然風景保全条例による事務に関すること。ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。 (3) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限（歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域、市街化調整区域、風致地区、特別緑地保全地区又は自然風致保全地区（次号並びに次項第14号及び第15号において「風致地区等」という。）に係るものに限る。）に関すること。ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。 (4) 京都市眺望景観創生条例による事務（風致地区等に係るものに限る。）に関すること。ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。 (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による建築物の認定及び許可に関すること。ただし、風致地区に係るものに限る。
開発指導課	(1) 都市計画法による開発行為に係る許可、承認等に関すること。ただし、都市企画部の所管に属するものを除く。 (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法による事務に関すること。 (3) 租税特別措置法による優良な宅地又は優良な住宅に係る認定に関すること。 (4) 租税特別措置法施行令による民間再開発事業に係る認定に関すること。 (5) 地方税法施行令による優良な宅地化計画の認定及び地方税法施行規則による優良な宅地の造成等がされた土地の証明に関すること。 (6) 採石法及び砂利採取法による採取計画の認可、命令、立入調査等に関すること。 (7) 古都法、都市緑地法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律による事務（原状回復命令又はこれに代わるべき必要な措置並びに報告の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。 (8) 京都市土採取規制条例による事務に関すること。 (9) 京都市風致地区条例による事務（措置命令並びにこれに係る報告又は資料の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。 (10) 京都市自然風景保全条例による事務（措置命令並びにこれに係る監督処分台帳の作成、閲覧及び写しの交付、報告又は資料の要求並びに立入調査等に関するものに限る。）に関すること。 (11) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限（措置命令並びにこれに係る報告の要求及び立入検査に関するものに限る。）に関すること。ただし、風致地区等に係るものに限る。 (12) 京都市眺望景観創生条例による事務（措置命令並びにこれに係る通知、報告又は資料の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。ただし、風致地区等に係るものに限る。 (13) 宅地開発事業に係る緑地の確保のために保全すべき区域についての指導に関すること。

広告景観づくり推進課	(1) 屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例による事務に関すること。 (2) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関すること。ただし、屋外広告物等に係るものに限る。
建築指導課	(1) 建築基準法による許可、認定及び指定に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。 (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率の緩和に係る許可に関すること。 (3) 都市再生特別措置法第 3 6 条の 3 第 2 項による認定に関すること。 (4) 建築協定に関すること。 (5) 京都市建築基準条例第 3 条第 1 項ただし書による認定に関すること。 (6) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による事務に関すること。ただし、都市景観部の所管に属するものを除く。 (7) 建築基準法第 4 9 条に基づき定める条例による事務に関すること。 (8) 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例による事務に関すること。 (9) 京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例による事務に関すること。 (10) 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例による事務に関すること。 (11) 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例による事務に関すること。 (12) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例による事務に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。 (13) 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による事務に関すること。 (14) 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例による事務に関すること。 (15) 建築審査会及び建築紛争調停委員会に関すること。

建築審査課	(1) 建築基準法による仮使用の認定に関すること。 (2) 建築基準法による定期報告に関すること。ただし、昇降機、遊戯施設、防火設備及び同法第 1 2 条第 3 項の規定により市長が指定した特定建築設備等に係るものに限る。 (3) 指定確認検査機関に関すること。 (4) 建築基準法による既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事が行われる場合における全体計画の認定に関すること。 (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による建築物の耐震改修の計画及び安全性の認定に関すること。 (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による事務（特定建築物及び特別特定建築物に係る指導、監督及び認定に関するものに限る。）に関すること。 (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による事務に関すること。 (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による事務に関すること。ただし、建築指導課の所管に属するものを除く。 (9) 都市の低炭素化の促進に関する法律による事務に関すること。 (10) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西陣特別工業地区建築条例による建築物の構造等の認定に関すること。 (11) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例による事務（建築物の地震に対する安全性並びに昇降機、機械換気設備及び機械排煙設備に係る指導、審査及び検査に関するものに限る。）に関すること。 (12) 京都市建築基準条例による認定及び指定に関すること。ただし、建築指導課の所管に属するものを除く。 (13) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による事務に関すること。 (14) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業による事務（建築物及び工作物の土砂災害に対する安全性に係る指導及び審査に関するものに限る。）に関すること。
建築安全推進課	(1) 建築基準法による違反建築物等に対する措置に関すること。 (2) 建築基準法による保安上危険な建築物等に対する措置に関すること。 (3) 建築基準法による建築物の安全上の指導に関すること。 (4) 建築基準法による定期報告に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。 (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による事務に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。 (6) 建築物に係る事故の発生時における調査及び事故防止対策に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。 (7) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業による事務に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

住宅政策課	(1) 地域優良賃貸住宅の供給の促進に関すること。 (2) 洛西新住宅市街地開発事業及びこれに関連する事業に係る施設の管理に関すること。 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律による事務に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。 (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例による事務に関すること。
住宅管理課	(1) 市営住宅、付属施設等の管理に関すること。
すまいまちづくり課	(1) 住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業等の実施に関すること。ただし、住宅政策課の所管に属するものを除く。 (2) 市営住宅の建替え及び改善等に伴う入居者の移転に関すること。 (3) 市営住宅の建設及び住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業等に係る土地、建物等の取得及び地上物件の移転等に伴う補償に関すること。 (4) 土地区画整理事業の施行区域の決定に関すること。 (5) 土地区画整理事業の事業計画の決定に関すること。 (6) 土地区画整理事業の施行に関すること。ただし、建設局の所管に属するものを除く。

建設局

組織名	該当する事務分掌
土木管理課	(1) 京都市自動車放置防止条例による事務の統轄に関すること。 (2) 道路、里道及び水路等（産業観光局の所管に属するものを除く。）に放置された自動車並びに本市が公共の用に供する場所以外の場所に放置された自動車に係る廃自動車の認定に関すること。
道路河川管理課	(1) 準用河川及びこれに係る河川区域等の指定、変更及び廃止に関すること。 (2) 道路及び里道の占用及び監察に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。 (3) 河川及び水路等に係る占用その他の行為の規制に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。 (4) 軌道法及び鉄道事業法による許可、認可及び届出に関すること。 (5) 道路管理者以外の者が行う道路に関する工事及び維持の承認に関すること。 (6) 市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
道路明示課	(1) 道路の認定、廃止、区域の決定及び変更並びに供用の開始等に関すること。 (2) 里道及び水路等の指定、廃止並びに区域の決定及び変更に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。 (3) 車両制限令による車両制限に関すること。ただし、土木みどり事務所の所管に属するものを除く。
土木みどり事務所	(1) 道路、里道、河川、水路等及び都市公園の占用及び利用並びに道路、里道、河川及び水路等の現状変更に関すること。ただし、みどり政策推進室、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局の所管に属するものを除く。 (2) 道路及び里道の一時通行禁止及び制限に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。 (3) 車両制限令による特殊な車両の通行許可(他の道路管理者との協議を要するものを除く。)及び認定に関すること。
自転車政策推進室	(1) 自転車等の放置防止及び駐車対策に関すること。ただし、土木みどり事務所、みどり政策推進室及び都市整備部の所管に属するものを除く。
用地課	(1) 局の事業に係る公共用地及び建物等の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、都市整備部の所管に属するものを除く。
みどり政策推進室	(1) 大宮交通公園、梅小路公園、宝が池公園子どもの楽園、円山公園及び東本願寺前市民緑地に関すること。

市街地整備課	(1) 土地区画整理事業の施行区域の決定に関する事。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。 (2) 土地区画整理事業の事業計画の決定（事業計画の変更の決定を除く。）に関する事。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。 (3) 土地区画整理法による許可、認可、指導及び監督に関する事。ただし、南部区画整理事務所及び都市計画局の所管に属するものを除く。 (4) 土地区画整理事業による町名及び町界の変更並びに地番の整理に関する事。 (5) 土地区画整理事業による清算金の徴収及び交付に関する事。 (6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による事務に関する事。
南部区画整理事務所	(1) 伏見西部第三地区土地区画整理事業、伏見西部第四地区土地区画整理事業及び伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行に関する事。ただし、市街地整備課の所管に属するものを除く。

区役所・区役所支所

組織名	該当する事務分掌
地域力推進室	(1) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。
市民窓口課	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 埋火葬の許可に関すること。 (4) 個人の印鑑の登録及び証明に関すること。
健康長寿推進課	(1) 介護保険料に係る徴収金の賦課、減免、調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (2) 介護保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。 (3) 京都市老人医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。 (4) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付けに関すること。
保健センター健康長寿推進課	(1) 衛生統計及び人口動態統計に関すること。 (2) 国民健康・栄養調査に関すること。 (3) 特定給食施設の立入検査に関すること。
福祉事務所健康長寿推進課	(1) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用の調整及び要請の実施並びに細野保育所への入所(年度当初のものに限る。)に関すること。 (2) 老人福祉法に定める福祉の措置等に関すること。 (3) 老人福祉法による措置費等の徴収に関すること。
障害保健福祉課	(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。 (2) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。 (3) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。 (4) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。 (5) 障害者総合支援法による自立支援医療費(更生医療に関するものに限る。)の支給に関すること。 (6) 障害者総合支援法による自立支援給付費(精神通院医療に関するものに限る。)の支給に係る申請に関すること。 (7) 障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与、移動支援(本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものを除く。)、地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援に関する事業の支給決定に限る。)に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。 (8) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。

保健センター障害保健福祉課	(1) 精神障害者の精神科病院等への入院に要する費用の徴収額の決定に関すること。 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
福祉事務所障害保健福祉課	(1) 児童福祉法に定める育成に係る措置等(心身障害児に関するものに限る。)並びに身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める更生援護に係る措置等に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。 (2) 児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置費等の徴収(児童福祉法によるものにあつては、心身障害児に関するものに限る。)に関すること。
福祉事務所生活福祉課	(1) 生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付及び配偶者支援金の支給の決定及び実施に関すること。
保険年金課	(1) 国民健康保険被保険者資格に関すること。 (2) 国民健康保険の保険給付(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (3) 国民健康保険の保険給付の一部負担金に関すること。 (4) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課、減免、調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。 (6) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
子どもはぐくみ室	(1) 未熟児の訪問指導及び養育医療(給付に係る申請に関するものに限る。)に関すること。 (2) 障害者総合支援法による自立支援医療費(育成医療に関するものに限る。)の支給に係る申請に関すること。 (3) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。
福祉事務所子どもはぐくみ室	(1) 児童福祉法に定める育成に係る措置等に関すること。ただし、健康福祉部及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。 (2) 児童福祉法による措置費等の徴収に関すること。ただし、健康福祉部、児童福祉センター及び区役所の所管に属するものを除く。 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める福祉の措置等に関すること。

区役所出張所

組織名	該当する事務分掌
その他の出張所	(1) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。 (2) 戸籍に関すること。 (3) 住民基本台帳に関すること。 (4) 埋火葬の許可に関すること。 (5) 個人の印鑑の登録及び証明に関すること。
京北出張所	(1) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。 (2) 戸籍に関すること。 (3) 住民基本台帳に関すること。 (4) 埋火葬の許可に関すること。 (5) 個人の印鑑の登録及び証明に関すること。 (6) 介護保険料に係る徴収金の賦課、減免、調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (7) 介護保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。 (8) 京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関すること。 (9) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付けに関すること。 (10) 国民健康保険の保険給付(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (11) 国民健康保険の保険給付の一部負担金に関すること。 (12) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課、減免、調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (13) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。 (14) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。 (15) 第6号から前号までに規定するもののほか、母性及び乳幼児の保健並びに児童、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦、高齢者、身体障害者並びに知的障害者の福祉に係る支援で区長が必要と認める事務(区役所保健福祉センターが所掌するものに限る。)に関すること。

固定資産税課評価審査委員会事務局

組織名	該当する事務分掌
	(１) 審査委員会に関する事務を処理する。